

令和2年10月1日から

メータユニットの設置義務化がスタート！

前橋市水道局では令和2年10月1日以降の給水装置工事申込受付分から、メータ周りの工事をする際は、メータユニット（止水栓・逆止弁が一体化された装置）の設置を原則義務化します。

《対象となる工事》

新たに量水器ボックスを設置する工事（改造含む）及び量水器ボックスの移設や取替を伴う工事が対象となります。

上記以外で、量水器ボックスの移設・取替を伴わない工事は、義務化対象外となります。ただし、新築・建替等の工事において逆止弁を既設量水器ボックス内に設置できない場合は、既設量水器ボックスを撤去の上、新たにメータユニットを設置してください。

また、集合住宅等で各戸の私設メータを局メータに変更する場合は、パイプシャフト用メータユニットの設置が原則必要となります。

《使用材料の選定》

前橋市水道局の承認を受けた「埋設メータユニット」、「メータバイパスユニット」、「複式埋設メータユニット」、「パイプシャフト用メータユニット」を使用してください。

《開始時期》

令和2年10月1日の申請受付分より適用

なお、令和2年10月1日から令和3年3月31日までは試行期間としての運用となりますので、協議の上メータユニットが設置できないと認められる場合は、対象外となる場合があります。令和3年4月1日以降は、完全義務化となりますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

前橋市水道局

水道整備課給水装置係

TEL 027-898-3037、027-898-3043